

U7000UJC121 U7000VJC121免許局申請補足資料

この資料は、免許局申請についてのご説明です。

下記の手順に従って手続きして下さい。

記入方法に関しては、あくまでも参考程度にして下さい。

提出前に管轄する総合通信局へ書類に不備が無いかご確認下さい。

1. 免許局について

<input type="radio"/> 申請から免許まで約1ヶ月を要します。
<input type="radio"/> 無線機の使用開始は免許後になります。
<input type="radio"/> 同免許人との通信となります。他の免許人とは通信できません。
<input type="radio"/> 無線従事者は必要としません。
<input type="radio"/> レンタルはできません。
<input type="radio"/> 増設の場合は、その都度免許申請となります。

2. 手続き前の確認

手続き前に以下の項目を確認して下さい。

<input type="radio"/> 申請者が任意団体の場合、団体の規約及び代表者を確認できる資料(名簿等)の添付が必要です。
<input type="radio"/> 個人事業主は個人名で申請します。
<input type="radio"/> 電波利用料の納入告知書関連で以下を希望される場合は、免許申請書の納入告知書送付先をご記入下さい。 ・送付先を本社以外の住所にしたい。 ・あて先に部署名の併記を希望。
<input type="radio"/> 国の関係機関の場合、免許申請料が免除されることがあります。 管轄する総合通信局へお尋ね下さい。

その他、ご不明な点等は管轄する総合通信局へご連絡下さい。

3. 準備するもの

申請時に準備するものです。

■ 申請料(収入印紙)	
1局(1台)	4,250円 例)無線機を4台購入した場合:4,250円×4局=17,000円分の収入印紙を購入。割印はしません。
■ 登録状返信用封筒	
切手を貼った角2(A4サイズ)封筒を申請書と一緒に同封して下さい。 ※必ず、宛名(返信先住所・担当者名)記載して下さい。	

4. 情報確認

手続き前に以下の情報を確認して下さい。

■ 無線機情報 (本体上部シールに記載されている情報)
<input type="radio"/> 製造番号を控えて下さい。 <input type="radio"/> CSM(識別符号)を控えて下さい。
■ 無線機の無線機常置場所(設置場所) 住所確認
<input type="radio"/> 管理者の常駐する事務所または基地局(親局)の住所を記入します。 <input type="radio"/> 複数台(子局など)の場合でも上記住所にまとめます。

5. 全国総合通信局の住所

申請書を送る先の総合通信局を確認します。

免許局は、無線機常置場所住所の管轄する総合通信局へ提出します。

下記のURLが全国の総合通信局所在地です。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/commtab1/index.htm>

6. 各総合通信局の担当部署と連絡先

各総合通信局の担当部署名と電話番号です。

宛名に部署名と「CR免許申請書在中」と併記して下さい。

質問等は以下の担当部署へご連絡下さい。

通信局名	部署名	電話番号(担当部署)
北海道総合通信局	無線通信部陸上課	011-709-2311(内線 4656)
東北総合通信局	無線通信部陸上課	022-221-0669
関東総合通信局	無線通信部陸上三課	03-6238-1785(音声ガイダンス)
信越総合通信局	無線通信部陸上課	026-234-9988
北陸総合通信局	無線通信部陸上課	076-233-4482
東海総合通信局	無線通信部陸上課	052-971-9623
近畿総合通信局	無線通信部陸上三課	06-6942-8563
中国総合通信局	無線通信部陸上課	082-222-3370
四国総合通信局	無線通信部陸上課	089-936-5066
九州総合通信局	無線通信部陸上課	096-326-7863
沖縄総合通信事務所	無線通信課陸上担当	098-865-2306

7. 申請書のダウンロード

免許局の申請は、申請書と無線局事項書及び工事設計書の2部提出します。

最初に申請書を作成します。

下記の関東総合通信局 簡易無線局(CR)免許局のページ、手続案内の申請書をダウンロードして下さい。

https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ru/kani/cr_menkyo.html

○各申請書の書式は全国共通です。

○宛名の「関東総合通信局長」を管轄する通信局名に変更して下さい。

※無線機の無線機常置場所を管轄する総合通信局です。

8. 申請書の作成

申請書を作成します。

下記の何れかの記入例を参考に申請書を作成して下さい。

①弊社、ホームページの記入例を参考に作成。(U7000専用の記入例です)

赤字箇所を記入して下さい。

提出前に管轄する総合通信局へ書類に不備が無いかご確認下さい

② 7の関東総合通信局記入例を参考に作成。

【注意点】

住所について	法人は本社(本店)住所で記入して下さい。
代表者氏名について	代表権のある方です。 ・法人:代表取締役 ・自治体:知事、市長、町長、村長 ・登記団体:理事長 ・学校:総長、学長、理事長
代表印の押印について	2020年12月1日より押印は不要となりました。
電波利用料納入告知書送付先	こちらを希望する場合は記入。希望しない場合は省略しますにチェックします。
識別信号	本体上部記載のCSM番号を記入して下さい。

9. 無線局事項書及び工事設計書の作成

免許申請書の作成が完了しましたら、次に無線局事項書及び工事設計書を作成します。

申請書と同じ関東総合通信局 簡易無線局(CR)免許局のページから書類をダウンロードして下さい。

他より書類をダウンロードされた方は、1枚目のみ作成して提出して下さい。

下記の何れかの記入例を参考に作成して下さい。

①弊社、ホームページの記入例を参考に作成。(U7000専用の記入例です)

赤文字箇所を記入して下さい。

② 7の関東総合通信局記入例を参考に作成。

※U7000シリーズはデジタル簡易無線機です。

重点項目の詳細な記入ポイントを紹介します。

4開設、継続開設又は変更を必要とする理由	運用内容です。(簡略して記入して下さい) 例)テレメータ系:計装データのテレメータ通信に使用。 例)GPS系:GPS補正データ通信(測量/RTK)に使用。
11無線機常置場所	○常置場所にチェックします。 ○管理者の常駐する事務所または基地局(親局)の住所を記入します。 複数台(子局など)の場合でもまとめて記入します。
12移動範囲	使用する範囲を決められたコードで記入します。 ○評価機使用やGPSデータ系の測量など、全国に移動する運用の場合は「N」と記入。 また、全国で海上でも使用する場合は「U」と記入。 ○農水管理やマンホールポンプなどのテレメータ運用は固定となります。 下記の該当コードを記入して下さい。 北海道「01」、青森県「02」、岩手県「03」、宮城県「04」、秋田県「05」、山形県「06」 福島県「07」、茨城県「08」、栃木県「09」、群馬県「10」、埼玉県「11」、千葉県「12」 東京都「13」、神奈川県「14」、新潟県「15」、富山県「16」、石川県「17」、福井県「18」 山梨県「19」、長野県「20」、岐阜県「21」、静岡県「22」、愛知県「23」、三重県「24」 滋賀県「25」、京都府「26」、大阪府「27」、兵庫県「28」、奈良県「29」、和歌山県「30」 鳥取県「31」、島根県「32」、岡山県「33」、広島県「34」、山口県「35」、徳島県「36」 香川県「37」、愛媛県「38」、高知県「39」、福岡県「40」、佐賀県「41」、長崎県「42」 熊本県「43」、大分県「44」、宮崎県「45」、鹿児島県「46」、沖縄県「47」 ○県(エリア)をまたいでの通信は下記の付加コードを記入します。 、その周辺「/」
15通信の相手方	○テレメータでの運用は「免許人所属の簡易無線局」と記入。 ○GPS系でデータ受信機を使用する運用は「免許人所属の受信設備」と記入。
16識別信号	本体上部記載のCSM番号を記入して下さい。
17電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	以下の該当する機種から記入して下さい。 ○U7000UJC121(467MHz帯) 5K80 F1D 467MHz~467.4MHz 6.25kHz間隔 65波 5W(デジタル簡易無線) ○U7000VJC121(154MHz帯) 5K80 F1D、F1E 154.44375MHz~154.55625MHz 6.25kHz間隔 19波 5W 5K80 F1D 154.56250MHz~154.61250MHz 6.25kHz間隔 9波 5W
18送信機 適合表示無線設備の番号	以下の機種から右側の番号を記入して下さい。 ○U7000UJC121(467MHz帯)⇒001SVAA1032 ○U7000VJC121(154MHz帯)⇒001-A05966
18送信機 製造番号	本体上部記載の製造番号を記入して下さい。

10. 発送前の最終確認

投函前に追加書類や添付書類の入れ忘れが無いかご確認下さい。

○無線局申請書

- 1) 申請書書類は2枚です。
- 2) 申請書宛名(通信局名)の確認。
- 3) 収入印紙の貼り付け。(割印はしません)
- 4) 各チェック項目の記入漏れ確認。
- 5) 電波利用料納入告知書送付先の記入確認。
- 6) 申請の内容に関する連絡先の情報記入。

○無線局事項書及び工事設計書

- 1) 書類は1枚です。
- 2) 6の本社(本店)住所と11の無線機常置場所住所確認。

○登録状返信封筒の同封

- 1) 120円切手を貼り付け。
- 2) 返信用封筒に宛名を記入。